

経済のグローバリゼーションとEUのガバナンス（二）

— 欧州レベルの制度と政治過程 —

井上 裕司

目次

はじめに

- 第一章 グローバリゼーションとガバナンス
- 第一節 グローバリゼーションと国家の再編
- 第二節 グローバリゼーションと規制競争（以上本号）
- 第三節 グローバリゼーションとマルチ・レベル・ガバナンス
- 第二章 グローバリゼーションとEUの通貨・金融政策のガバナンス
- 第一節 欧州通貨・金融政策の展開 ローマ条約、EMS、通貨統合
- 第二節 通貨統合政策とグローバリゼーションの相互促進的関係
- 第三節 EMU完成に向けての動き
- 第四節 グローバリゼーション、通貨統合、制度
- 第三章 グローバリゼーションとEUの消費者政策のガバナンス

- 第一節 欧州消費者政策の展開 ローマ条約、单一歐州議定書、マーストリヒト条約
- 第二節 グローバリゼーション、市場の信頼、消費者政策
- 第三節 九〇年代欧洲消费者政策の展開
- 第四節 グローバリゼーション、消費者保護、制度
- 第四章 グローバリゼーションとEUの雇用政策のガバナンス
- 第一節 欧州社会政策の展開 ローマ条約、社会憲章、マーストリヒト条約
- 第二節 九〇年代欧洲雇用政策の展開
- 第三節 グローバリゼーション、雇用政策、制度
- 結論

はじめに

「経済のグローバリゼーション」は、どのような政治的結果をもたらしているのだろうか。

冷戦の終結以降、経済のグローバリゼーションという現象ほど国際政治経済を研究する者が関心を向けた問題はなかった。特に一九九〇年代になると、それについての研究は一気に拡大した。政治学分野においても、グローバリゼーションが既存の国家や主権国家システムに与える影響についての研究は枚挙にいとまがない。⁽¹⁾ それらの中には、グローバリゼーションの政治的な影響について、伝統的な国際政治学の枠組みを超えて新たな視角からアプローチ

ローチする研究が登場してくることになった。

他方で、欧洲連合（EU）研究においても、同じ一九九〇年代は、研究動向の大きな転換を迎えた時期であった。その転換は、一言で言えば、欧洲統合の「統合過程」から「EUのガバナンス」への問題関心の移行であつた。これは、一九八〇年代後半以降、欧洲統合が一気にその拡大と深化を早め、九二年のマーストリヒト条約でEUが誕生し、ヨーロッパという空間にひとつの新しいポリティが明確な存在感を示し始めたことに影響された転換である。この転換によって、EUは、国際政治学、欧洲統合論だけの研究対象ではなくなり、比較政治学や政治過程論を中心広く政治学のその他のサブディイシプリンにおいても注目される研究対象にならざったのである。

本稿で検討するのは、この国際政治経済論とEU研究という二つの流れのなかで生まれてきた問題である。グローバリゼーションによって、EUのガバナンスにどのような政治的結果がもたらされたのだろうか。また、ある特定の結果がもたらされたとして、それをもたらしたメカニズムはどのようなものなのだろうか。ここでは本稿でこれら問題を考察する問題関心について述べておこう。

本稿でグローバリゼーションがEUのガバナンスにもたらした政治的結果という問題を扱うのは、次の国際政治経済論上問題関心からである。冒頭でも述べたように、経済のグローバリゼーションは、これまで国際政治経済論の多くの研究者が関心を集めてきた現象である。その背景には、一九六〇年代から七〇年代にかけて国家間の経済的、政治的な相互依存が進展したという認識があつた。この認識から進められたのが、相互依存論などの新しい国際政治学の取り組みであつた。それらは、既存の正統派の議論である現実主義の世界像、すなわち同質的で自己完結的な「一枚岩」の主権国家を中心とした世界像に対するオルタナティブの世界像を示した。⁽²⁾そこで説明されたのは、国際的相互依存の進展といった現象によつて、いかに異なる諸国の内部で別々に暮らす人々の運命が互いに連

関するようになったかということであった。すなわち、国際的相互依存が進展した世界として描き出されたのは、海外で起きた事件が即座に別の国の国内にインパクトを与え、逆に特定の国の国内で起きた事件も海外でさまざまな結果をもたらす、そういう世界だった。そして、そのような世界では、国内問題と国際問題を原則として分けて考える既存の正統派のアプローチは、政治、経済、社会の現状を適切に説明することが出来ないとされた。つまり、国際的相互依存の進展が既存の国際政治学の枠組みでは説明しきれない状況を生み出している、という問題意識からそれらの研究は行われたのである。一九九〇年代になると、社会主義体制の崩壊により冷戦が終焉し、資本主義が世界大に拡大していく経済的なグローバリゼーションが進展した。単なる国際的相互依存の進展ではないグローバリゼーションという現象のなかで、この問題意識からの研究は、さらに活発になった。そこでは、グローバリゼーションによって国家の境界線がいかに曖昧になつたか、言い換えれば、それまで「一枚岩」と想定されてきた国家という既存のポリティイがいかに変容したのかという観点から以下のような二方向の研究が進められた。すなわち、国家内部の政治的な結果がいかに外部に影響を及ぼすようになつたのかという問題と、国家の外部の変化がいかに国家内部の政治に影響を及ぼすようになったかという問題の二方向の研究である。⁽³⁾

この後者の研究が、グローバリゼーションという外的な環境の変化が国家の国内政治に与えた影響についての研究であった。そこでは、次の二つの相反する仮説が提示された。一方は、グローバリゼーションという環境のもとでは、各区政府はネオ・リベラリズムの政策パライダムに基づく経済政策を採用するようになり、国内の政治体制が新保守主義体制へと収斂していくという仮説であった。それに対して他方は、グローバリゼーションという環境のもとであっても、政府は政策の自立性を依然として保持しており、国家ごとの政治体制の分歧が持続するという仮説である⁽⁴⁾。この相反する二つの仮説は、それぞれの立場から、グローバリゼーションが特定の結果をもたらす政

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

治的なメカニズムについての研究を進めていった。本稿が行うのは、この二つの仮説に対しても EU 研究の文脈からアプローチすることである。これまで、二つの仮説は、国家と世界レベルのグローバリゼーションという視点から研究されてきた。しかし、EU だけでなく、北米自由貿易協定（NAFTA）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア太平洋経済協力（APEC）などに見られるいわゆるリージョナリズムは、グローバリゼーションに対する国家を超えたマクロ地域レベルでの対応という側面をもつていて、特に EU のようにマクロ地域レベルでの制度化が他と比較して格段に進んでいる環境では、二つの仮説に示される状況に地域レベルの制度から少なからず影響が及ぼされていると考えることができるだろう。これが EU という文脈から経済のグローバリゼーションを分析する本稿の問題関心である。

その際、ここで「ガバナンス」という概念について整理しておいたほうがよいであろう。本稿では、ガバナンスという概念を、さしあたり「究極的な強制力のあるなしにかかわらず、多様なアクターのパートナーシップおよび多様な利害の調整を通じて、諸問題の共同解決策を見出す機能」と定義しておきたい。ガバナンスという概念は、特に九〇年代になつて EU のような地域統合だけでなく、企業、地方自治、国家、グローバルのさまざまなレベルの政治に関して使われるようになつた概念である。山本吉宣が指摘しているように、その概念が出てきた理由は、「それらのさまざまなもので、既存のシステムがうまく作動しなくなつたこと、あるいはその作動が、既存の概念（たとえば、政府、さらにはレジーム）では捉えきれなくなつたこと」によると言えるだろう。⁽⁵⁾ そのように多様な分野で使われるようになつたガバナンスという概念について、今までのところ共通の定義は存在しないと言つてよいだろう。大まかに言えば、上記の定義でいうところの「諸問題の共同解決策」あるいは「秩序」といった意味を共有しているが、それにあたるもののが現にもたらされている「状態」について言う場合と、それをもたらす「機

能」もしくは「行為」について言う場合の一種類の定義が存在する。EU研究においては、ガバナンス概念は、暴力という究極的な強制力を持つた存在がおこなう「統治 (government)」より広い意味を持つた概念として使われ、機能や行為といった側面から考えられる場合が多い。例えば、「パワーや暴力を直接的に使うのではなく、信頼できる永続的な手段もしくは制度を通じた社会関係や対立の意図的な規制」、あるいはもつと単純に「政府」という公式の制度のあるなしにかかわらない権威の行使」と定義されている。⁽⁶⁾このガバナンスという概念については、さらに議論を深める余地があるが、本稿ではこれ以上そこには立ち入らず、⁽⁷⁾以上のようなガバナンス論の状況や、それがどのようにEU研究の中で使われてきたかという経緯を考え合わせて、上記のような政府よりも広い概念として、また「諸問題の共同解決策」をもたらす機能についていう概念として扱うこととする。

このガバナンス概念の定義に従い、ここで本稿の課題をもう一度整理しておこう。グローバリゼーションがEUのガバナンスにもたらした政治的結果とは、グローバリゼーションという世界的な環境の変容のなかで、EU域内の「諸問題の共同解決策」をもたらす機能がどのように変容したのかということである。すでに紹介したグローバリゼーションからポリティ内部の政治への影響を見る二つの仮説は、この機能の変容について異なる見方をしているといえる。新保守主義体制への収斂がもたらされるとする仮説では、グローバリゼーションという環境の下で、この機能がネオ・リベラリズムのパラダイムに基づく競争促進的な経済への介入様式によって果たされるようになっていくとされる。それに対して各国情ごとの政治体制の分岐が持続すると主張する仮説では、グローバリゼーションという環境の下であっても、そのような競争促進型の経済への介入様式への転換が一律に進むわけではなく、場合によっては競争制限型の経済への介入様式が維持され、ポリティごとにこの機能が異なる形で果たされうるとされるのである。国家だけでなくマクロ地域レベルの制度化という別の変数が存在するEUのガバナンスにおいて

て、この二つの主張がどの程度現状を説明できているのか、これを検証するのが本稿の課題である。

本稿の構成は、以下のとおりである。まず第一章では、従来の国際政治経済論においてグローバリゼーションという現象がどのようにとらえられてきたのか、またグローバリゼーションとポリティイの関係についてどのように論じられてきたのかについて概観する。それによつて、本稿の課題であるEUのガバナンスにグローバリゼーションがもたらした結果を見る際の分析枠組みを提示したい。従来の国際政治経済論では、グローバリゼーションが国家のガバナンスにもたらした結果として、競争促進型の政策がもたらされる場合と、競争制限型の政策が維持される場合の両面が指摘され、その上で、それらの結果をもたらすメカニズムが分析された。第一章では、それらの先行研究の中で示されたメカニズムを整理した上で、グローバリゼーションという現象がEU内部の「制度」の下で特定の政治的結果へと至るメカニズムのモデルを提示する。それ以降の各章では、EUの三つの政策分野を取り上げ、ここで提示したモデルに従つて、グローバリゼーションとEU内部の「制度」が果たした役割を実証的に分析する。

第二章で分析するのは、EUの通貨・金融政策におけるガバナンスにグローバリゼーションがもたらした政治的结果である。通貨・金融政策は、通貨統合政策として九〇年代におけるEUの中心に存在した政策であった。EU構成諸国にとって、同政策は、域内市場統合政策に統いて経済のグローバリゼーションに対応するための政策という側面をもつっていた。ただし、グローバリゼーションと統合政策の間には相互促進的な関係が成立していた。つまり、EUがグローバリゼーションへの対応として通貨統合政策を決定したことで、グローバリゼーションがさらに促進されるという関係である。第二章では、このEU域内の政治的結果とグローバル経済の間の双方向的で循環的な関係の中で、ネオ・リベラリズムの政策パラダイムを組み込まれた経済通貨同盟（EMU）の諸制度が、他より

も重視されていく過程について分析する。このEMUの諸制度が、九〇年代のEU全体の政治過程に多大な影響を及ぼすことになったのである。

第三章では、EUの消費者政策を分析する。EUにおいて消費者政策は、通貨統合政策と比べるとむしろ周辺的な政策であった。欧洲レベルでの消費者政策は、マーストリヒト条約以前の域内市場計画の中では、消費者保護そのものを目的とするものではなかった。それは、構成国レベルでばらばらに追及されていた消費者保護の基準を統一することによって域内市場における非関税障壁を除去し、域内貿易を促進することを目的とするものであった。つまり、競争促進的な政策である域内市場計画を達成することが第一の目的であり、消費者政策は、その上で間接的な目的にされた政策であった。しかし、九〇年代半ばになると、消費者政策は、競走促進的な域内市場政策からは独立した独自の論理から進められるようになつていった。第三章では、この変化に対してもう一つの影響について分析を行う。

第四章では、EUの雇用政策の分野にグローバリゼーションがもたらした結果について分析を行う。EUでは、八〇年代後半以後の域内市場計画の進展のなかで、労働者が取り残されてしまうのではないかという観点から市場統合の「社会的側面 (social dimension)」が注目され、例えば、八九年にはイギリスを除く一一カ国によつて「社会憲章 (Social Charter)」が採択された。それらの比較的早い段階に行われた政策は、「欧洲社会モデルの維持」のため欧洲レベルで画一的な政策を志向するものであつた。しかし、九〇年代半ばになると、画一的な手段ではなく構成国ごとの自由度の高い非拘束的な手段を用いて従来の社会システムの構造改革を図り、それによつて労働市場の柔軟化を目指す「欧洲社会モデルの近代化」の路線が採用されていった。つまり、EUの雇用政策は、消費者政策とは逆に、競争制限型の論理から行っていたものが、競争促進型の論理からのそれへと転換されていったのであ

経済のグローバリゼーションとEUのガバナンス（井上）

る。第四章では、雇用政策が競争促進型の政策へと転換されていった過程でEUの「制度」がどのように影響を及ぼしていくのかを分析する。

これらの考察によつて、経済のグローバリゼーションがEUのガバナンスにもたらした政治的結果と、その結果を導いたスカニズムについて考察していく。

はじめに 誌

- (1) ヘルド(D. Held)らは、一九九〇年代に一気に拡大したグローバリゼーションに関する研究から出でた多種多様な論点や議論を、「大グローバリゼーション論争(great globalization debate)」として整理している。D. Held and A. McGraw, 'The Great Debate: An Introduction', in D. Held and A. McGraw (eds.), *The Global Transformation Reader: An Introduction to the Globalization Debate* (Cambridge: Polity Press, 2000), pp. 1-45.
- (2) R. Keohane and J. Nye, *Power and Interdependence* (Boston: Little, Brown, 1977); I. Wallerstein, *Historical Capitalism* (London: Verso, 1983), 川北稔訳『史的システムとしての資本主義』(岩波書店、一九八五年)。なお本稿では外国語文献の邦訳にあたって必ずしも訳書に依拠していらない。
- (3) 藤原帰一は、この両方向の問題を「比較政治と国際政治の間」として定式化している。藤原帰一「比較政治と国際政治の間」日本国際政治学会編『比較政治と国際政治の間』(『国際政治』一二八号、二〇〇一年)、一一一一页。
- (4) このネオ・リベラリズムへの取扱い、分歧の持続かの二種類の議論については後でさらに詳しく触れる」とになるが、ついでさしあたり次の研究を挙げておく。宮本太郎「経済グローバル化と福祉国家レジーム：『新しい取扱い』か『分歧の持続』か」日本比較政治学会編『グローバル化の政治学』(早稲田大学出版会、二〇〇〇年)、九五一—一二頁。

- 説
(5) 山本吉宣「安全保障・グローバル・ガヴァナンスの境界領域」、渡辺昭夫・土山寅男編『グローバル・ガヴァナンス・政府な
き秩序の模索』(東京大学出版会、1999年)、1110頁。
- 論
(6) M. Jachtenfuchs, 'The Governance Approach to European Integration', *Journal of Common Market Studies*, Vol.39, No.2, 2001, p. 246;
B. Rosamond, *Theories of European Integration* (London: Macmillan, 2000), p. 109. たゞいりで詳しく述べらんが、ガバナンス
や「構造」などのこれまで概念といふべる議論は、例へば、グローバル・ガバナンス委員会の「グッド・ガバナンス」論や、EU
研究でも「民主主義の赤字」論などに見ゆるが如く。The Commission of Global Governance, *Our Global Neighbourhood* (Oxford:
Oxford University Press, 1995).

(7) より一般的なガバナンス概念との多義性はいふてば、以下を参照されたら。R. A. W. Rhodes, 'The New Governance: Governing
without Government', *Political Studies*, Vol.44, No.4, 1996, pp. 652-667. また、*International Social Science Journal* 論のガバナ
ンス特集号(1998)の概念を考察する上に参考になら。 *International Social Science Journal*, Vol. 155, 1998.

第一章 グローバリゼーションとガバナンス

グローバリゼーションとE.Uの関係について特に九〇年代後半以降いくつかの研究がなされてきた。⁽¹⁾ ただし、い
に示される「関係」とは、グローバリゼーションが「統合過程」に与える影響という点から見た関係であつた。す
なわち、いかにグローバリゼーションが統合を進める誘引となるかという点である。

それに対して本稿の以下の部分で問題とするのは、グローバリゼーションがE.Uの「政治」にもたらした影響で

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

ある。そこで問われるのは、グローバリゼーションによって統合が進むか否かではなく、グローバリゼーションによってEU域内の政治にどのような結果がもたらされたのかという点である。つまり、EUのガバナンスにもたらされた政治的結果である。

ところで、グローバリゼーションそのもの、さらにグローバリゼーションがもたらした政治的結果に関しては、広く国際政治経済論において、これまで多くの研究がなされてきた。それらの研究の中で考察される問題は、主にグローバリゼーションと「国家」のガバナンスとの関係についてであった。それらの研究は、グローバリゼーションとEUの「マルチ・レベル・ガバナンス」の関係を考察するうえで非常に重要な視点を与えてくれる。そこで、「ここではまずグローバリゼーション研究及びグローバリゼーションと国家の関係についての研究を概観しておく」とにする。

その上で、本章では、以下の各章で実際のEUの政策分析を行うための分析枠組みを示す。

第一節 グローバリゼーションと国家の再編

一 経済のグローバリゼーション

グローバリゼーションという言葉は、国際政治学だけでなく、社会科学全般にわたりて近年もっとも頻繁に使われるようになつた言葉の一つであろう。政治学、経済学、社会学など、さまざまな分野からグローバリゼーションという複雑で巨大な過程の分析が行われた。⁽²⁾しかし、グローバリゼーションという過程そのものに対する一般的な定義は存在しない。ある者にとっては国際資本市場の急激な発展のことであり、ある者にとってはインターネット

の普及に代表されるIT革命によるコミュニケーション手段の劇的な発展のことであり、ある者にとっては生産過程のトランスナショナル化のことであり、またある者にとってはファーストフード、ジーンズ、ハリウッドなどに代表されるアメリカ文化の世界的な拡散と受容のことである。さらにグローバリゼーションがいつ始まつた過程であるのかについても共通の見解はない。国際資本市場の拡大と統合や、IT革命といった比較的新しい現象を見るものもいれば、ギデンス (A. Giddens) のように、近代世界の成立以降、モダニティーは本質的にグローバリゼーションの過程を伴つてきたとするものもある。⁽³⁾

このように多面的で複雑な過程と考えられているグローバリゼーションであるが、本稿においては、特に一九七〇年代以降の経済活動の地球規模での浸透と運動という経済の量的、質的な変化としてのグローバリゼーションとEUの関係について考察することにする。まずはこの経済のグローバリゼーションとはどのような過程であつたかについて以下で簡単にまとめておこう。

経済活動の地球規模での浸透と運動という現象をもつともわかりやすく示しているのが、国際貿易の量的、質的な変化であろう。まず量という点について、世界の貿易額は、一九五〇年の段階と比較して二〇〇〇年には約二〇倍に達した。同じ期間における世界のGDPの成長が約六倍に過ぎなかつたことを考えると、貿易による経済活動の浸透がいかに高まつたかが明らかになるだろう。⁽⁴⁾ また経済活動の浸透という意味でさらに重要なのは、多国籍企業の活動である。例えば、アメリカ国内にあるEU企業の子会社の販売額は、EUからアメリカへの輸出の三・六倍にまで達している。⁽⁵⁾ このように量という点では、経済活動の浸透と運動は明らかに高まつてゐるといえるだろう。ただし、ここで重要なのは、貿易額や販売額の量的な増大よりもむしろその質的な変化であろう。つまり、貿易や販売が以前のままのやり方で量だけ増えているわけではないのである。貿易の量的な増大の原因ともいえるの

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

が、この質的な変化なのである。例えば、それは貿易の内訳に明確に現れている。完成した製品の貿易ではなく、生産過程の途中にある製品の企業内、産業内での貿易が目覚しい増大を見せていているのである。このいわゆる企業内貿易は、一九七〇年代当初には世界貿易の約七分の一を占めるに過ぎなかつたが、九〇年代初頭には約五分の一、そして九〇年代末には約三分の一近くを占めるに至っている⁽⁶⁾。このことは、世界経済において多国籍企業の果たす役割の別の側面を示している。多国籍企業は、以前は海外に子会社を設立し、そこにおいて自らが生産し輸出していたものと同じ規格化された製品を一貫して生産させていた。要するにひとつの製品を最初から完成までその子会社が生産していた。しかし、企業内貿易の増大という現実からわかることは、今では以前と違い、同一の製品を生産する過程を細かく分節化し、異なる国の異なる子会社にそれぞれ分担させるようになつたということである。この場合、それぞれの子会社は、全生産過程のうちの限定された範囲しか担当せず、単独で完成品を生産する能力は持っていない。例えば、自動車を生産する場合、ボディーはA国にある工場、エンジン部品はB国、タイヤはC国、カーオーディオはD国といった具合である。自動車というひとつの完成品を生産する過程に、多様な国に分散したいくつもの子会社がかかわっているのである。これが多国籍企業のトランクナショナル化といわれる現象である⁽⁷⁾。

上述の企業内貿易を増大させた理由はまさにこれにあるといつてよいだろう。完成品を作るためには、企業内貿易をせざるをえないるのである。

では、なぜそのような状況がもたらされたのだろうか。輸送および情報伝達にかかる技術革新によつて、それらにかかるコストが大幅に削減されたことが大きな背景にある。その結果、多国籍企業は、ひとつの製品を生産する生産過程をより細かく分節化し、安い労働力と質の高い産業・社会インフラを得ることができる立地を求めて、その投資活動をより柔軟にしかも広範囲に行うようになつたのである。言い換えれば、資本の可動性が増大したと

いうことである。以前のように、ひとつの子会社に最初から完成まで生産を行わせるのにくらべると、細かく分節化した生産過程のひとつだけを担うユニットの交換は容易である。生産ネットワークの全体を見直すわけではなく、ユニット単位で次々とより良い立地を求めて移動できるようになつたのである。九〇年代になると、海外直接投資、すなわち多国籍企業が海外に子会社を設立するための投資が、世界の資本フローの五割を超えるまでになつていることからも、それがいかに大規模に行われているのかがわかるだろう。⁽⁸⁾ 企業は、安い労働力と質の高い産業・社会インフラを提供できない市場からは早々と撤退し、より良い立地へと容易にその投資先を変更しうるようになつた。この可動性の増大により、八〇年代末から九〇年代初頭にかけて、多国籍企業によつて年間約四〇万人の労働者が解雇されたことが指摘されている。⁽⁹⁾ この生産過程の質的な変化と、それに伴う資本の可動性の増大が、経済のグローバリゼーションの重要な一側面であるといえるだろう。

さて、このような貿易あるいは生産活動のグローバリゼーションにもまして、経済のグローバリゼーションについて論じる際に重要視されるのは、金融のグローバリゼーションである。国際金融市场の浸透と連動というイメージはより一般的になつていているといつてよいだろう。

国際金融市场は、すでに一九六〇年代から徐々に拡大し始めていた。国際貿易と多国籍企業の活動の増大による国際金融サービスへの需要が高まつたからである。そして、この金融市场の拡大の過程は、七〇年代のニクソン・ショック、オイル・ショックという二つのショックにより一気に加速されることになつた。まず、ニクソン・ショックを経て変動相場制への移行が先進各国で行われたため、為替変動によるリスクを回避する必要から、先物取引などが急速に拡大した。さらに、オイル・ショックによって生み出された莫大な「オイル・ダラー」がロンドンを中心とするユーロ・カレンシー市場に流れ込み、国際金融市场の拡大は一気に加速した。さらに八〇年代にな

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

ると、それらに加えて、二つの面での「金融革命」が行われた。すなわち、イギリスのサッチャー政権による「ピッグ・バン」に代表される各国金融市场の規制緩和と、金融業の基盤技術である情報・通信技術の革新である。⁽¹⁰⁾これらを経て、国際金融市场は、それ以前とは比較できないほどの量的、質的变化を遂げることになった。国連貿易開発会議（UNCTAD）は、それを「グローバルな金融の深化（global financial deepening）」⁽¹¹⁾という現象と表現している。グローバルな金融の深化とは、グローバルな金融取引の成長が、生産や貿易といった経済ファンダメンタルズの成長を大きく上回っている状態のことである。国際金融市场は、一九八三年から九四年の平均で、世界GDPの一・九倍のスピードで拡大し、さらに国際資本市場は、八三年から九四年の平均で、世界GDPの二・二倍のスピードで拡大した。その結果、九四年の世界GDPと世界貿易が、七〇年との対比でそれぞれ八倍、一五倍となつていて、銀行のクロスボーダー債権等残高は、同期間で一一〇倍にも上ったのである。⁽¹²⁾このように、金融の深化を経て、国際的な金融取引が大幅に拡大した結果、他の部門にも増して世界の金融・資本市場は一体化を進めたといえるだろう。これらのことが意味しているのは、生産や貿易の部門に関するすでに指摘したように、金融の面でも資本の国際的な可動性が飛躍的に高まつたということである。今や、資本はわずかでも有利に運用される市場を求めて、ボタンひとつで地球の裏側にまで移動することができるようになつた。フーゲヴェルト（A. Hoogveld）が言うように、「通貨そのものが、以前では考えられないほどの国際的な可動性を持つた、リアルタイムの資源になつた」⁽¹³⁾のである。これらに示されるような国際金融・資本市場の量的、質的な変化が金融のグローバリゼーションである。

以上、七〇年代以降の経済のグローバリゼーションについて見てきたが、ポイントになるのは、単に貿易量が増えたとか、金融市场が拡大したことではないということである。量の増大は、ある意味で並行して進んだ質

的な変化の結果に過渡なる。グローバリゼーションを著へる上での重要なのは、資本の国際的な移動のしやすさという意味での可動性の増大なのである。この質的な変化によれば、以下で見る国家のガバナンスに重要な政治的結果をもたらすものである。

概　　論

- (1) 地域化・シナジーの研究を上げる立場もある。A. Gamble and A. Payne (eds.), *Regionalism and World Order* (London: Macmillan, 1996); W. D. Coleman and G. D. R. Underhill (eds.), *Regionalism and Global Economic Integration: Europe, Asia and the Americas* (London: Routledge, 1998); W. Mattli, *The Logic of Regional Integration: Europe and Beyond* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999); M. Telò (ed.), *European Union and New Regionalism: Regional Actors and Global Governance in a Post-Hegemonic Era* (Hants: Ashgate Publishing Limited, 2001).
- (2) 多方面からのクローズドなアプローチが一般的な傾向だと言える。例えば以下の研究がある。D. Held, A. G. McGrew, D. Goldblatt and J. Perraton, *Global Transformations: Politics, Economics and Culture* (Cambridge: Polity Press, 1999); D. Held and A. McGrew (eds.), *The Global Transformations Reader: An Introduction to the Globalization Debate* (Cambridge: Polity Press, 2000).
- (3) A. Giddens, *The Consequences of Modernity* (Cambridge: Polity Press, 1990), 経済主義・小隸出醜記「時代はかわる世の中」。
- (4) Commission of the European Communities, 'Response to the Challenges of Globalisation: A Study on the International Monetary and Financial System and on Financing for Development' (2002), SEC(2002)185 final; World Trade Organization, *WTO Annual Report* (2001).
- (5) Commission of the European Communities, 'Response to the Challenges of Globalisation' (2002).

- 経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）
- (6) United Nations Conference on Trade and Development(UNCTAD), *Investment Report 1993* (New York: United Nations, 1994); Y. J. Yeats, 'Just How Big is Global Production Sharing?', *World Bank Research Paper*, No. 1871, 1998.
- (7) P. Dickens, *Global Shift: The Internationalization of Economic Activity* (London: Paul Chapman Publishing, 1992), 2nd edition.
- (8) World Bank, *Global Development Finance* (2000).
- (9) F. C. Clairmont and J. Cavanagh, "The World's Top 200 Mega Corporations: Foundations of the Economic Gulag", *Economic and Political Weekly*, 5 February 1994.
- (10) E. Helleiner, 'From Bretton Woods to Global Finance: A World Turned Upside Down', in R. Stubbs and G. R. D. Underhill (eds.), *Political Economic and the Changing Global Order* (London: Macmillan, 1994); P. Cerny, 'The Search for a Paperless World: Technology, Financial Globalisation and Policy Response', in M. Talalay et al. (eds.), *Technology, Culture and Competitiveness: Change and the World Political Economy* (London: Routledge, 1997).
- (11) UNCTAD, *Trade and Development Report* (1990).
- (12) 経済企画庁総合調査課「薄らかローベルト・ヒュルスー主導の議題：財政審議会と世界経済委員会新規則案」
（大蔵省品確証）一九九七年）。
- (13) A. Hoogvelt, *Globalisation and the Postcolonial World: The New Political Economy of Development* (Basingstoke: Macmillan, 1997), pp. 128-131.
- 11 グローバリゼーションと国際
ルートの復興、生産構造、金融それぞれのグローバリゼーションを視しめたがては、経済のグローバリゼーション

ンの明らかな特徴は、資本がその可動性を飛躍的に増大させたことである。この経済のグローバリゼーションの進展という認識の下で、その過程が既存の政治制度にどのような影響を与えるのかについて多くの国際政治経済学及び比較政治経済学の研究が行われた。それらの研究の中で主に論じられたのは、グローバリゼーションが、「ウエストファリア的な主権国家システム」および国民国家に与える影響についてであった。そして、グローバリゼーションの結果、国家の問題解決能力が衰退したという議論と、グローバリゼーションにもかかわらず国家の同能力は依然として強固であるという議論の間の一項対立を特徴とした。例えばサニー（P.G.Cerny）は、金融市場は、「国家もしくは一国的な金融システムによってではなく、国際金融市场自身によって一九世紀以来はじめてグローバルなレベルで再統合がなされた」とする。そしてこの傾向は「国民経済を侵食し、グローバル市場がどのように市場の失敗を規制し、安定化させるかという問題をもたらすだけでなく、現代世界における自由民主主義國家の能力と自立性に疑問を投げかける」とする。なぜなら、政府は、「資本の逃避の脅威」、「長期的な税基盤の衰退」、さらに「国際的にダイナミックに活動する企業や業界をひきつける能力の機能不全」によって、全般的な経済政策の遂行に制約を受けているからである。そして「特定の地理的領域における多目的統合制度としての近代国家は、自立的、自己規制的金融市场によって結合された世界经济の運営には向いていない」と結論をくだすのである。⁽¹⁾

それに対して、例えばハーストとトンプソン（P.Hirst and G.Thompson）は、世界生産の成長に対する世界貿易やキャピタル・フローの成長の割合、国際経済のガバナンスのメカニズムなどを歴史的に検証した結果、「現在の国民経済間の統合、相互依存、開放性のレベル」は、歴史上初めての現象ではなく、「先進国経済の自律性は、現在より第一次世界大戦までの金本位制の下での方が低かった」とする。したがって、国家への挑戦は、近年のグローバ

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

リゼーションが初めてのことではなく、国家は依然としてマクロ経済を管理する能力を備えているとするのである。⁽²⁾

これらの議論は、結局のところ、グローバリゼーションの進展と国家の問題解決能力をゼローサム的にとらえる見方と言えるだろう。しかしながら、実際のグローバリゼーションと国家の関係を、このような二項対立に示されるゼローサム関係としてしまうのは、短絡的すぎるようと思える。グローバリゼーションに対して、国家は受動的にその能力を切り崩されているだけでなく、そのガバナンスの再編によって積極的にそれを受容することで、ある部分ではむしろ国家の能力が強化されているという見方ができるからである。つまり、グローバリゼーションが国民国家の問題解決能力を侵食している、もしくは国家が以前と変わらぬ能力を保持し続けているのではなく、国民国家の再編がもたらされていると考えるべきであろう。このような考え方から、例えばヒルシュ（J. Hirsch）は、経済学のレギュラーション理論に拠つて「国民的競争国家」というグローバリゼーション時代に発達してきた新しい国家の形態を示唆している。ヒルシュによれば、たしかに国家は、グローバリゼーションの中で、自由化、規制緩和というネオ・リベラリズムの戦略をとらざるをえなくなっている。しかし、国家は、そうしてネオ・リベラリズムの戦略をとりつつも、けして「小さな国家」や「夜警国家」を目指しているわけではない。グローバルに柔軟に移動する資本に対して、積極的に魅力ある市場を形成することで、他の国家との立地競争を行わなければならないからである。したがって、国家はネオ・リベラリズムの戦略を通じて国家介入をますます強化し、グローバルな競争力の確保という目標に向かって社会のあらゆる部分を差し向けているとされるのである。ヒルシュは、そのような新たな機能を持つようになった国家を国民的競争国家としているのである。⁽³⁾

第一章 第一節 二 説

- (1) P. G. Cerry, 'International Finance and the Erosion of State Policy Capacity', in P. Gummesson (ed.), *Globalization and Public Policy* (Cheltenham: Edward Elgar, 1996), pp. 83-104.

- (2) P. Hirst and G. Thompson, *Globalization in Question* (Cambridge: Polity Press, 1999), 2nd edition.

- (3) J. Hirsch, *Der Nationale Wettbewerbsstaat* (Berlin: Edition ID-Aktiv., 1995); 木原滋裕哉 中村研吾訳「国民的競争国家：グローバル時代の国家とオルタナティヴ」(「ネルカ書房、一九九八年)。

三 グローバリゼーションと地域主義

グローバリゼーションによる国際国家の関係について、このよくな見方をした場合、グローバリゼーションと地域主義の関係についても新たな見方ができると言えるだね。EUをはじめとして、北美自由貿易協定やアジア太平洋経済協力会議などの地域主義の台頭に関して、当初相互に対立するプロック経済の復活を意味するという見方がなされた。⁽¹⁾要するに、地域主義を経済のグローバリゼーションに反する動きであるといえる見方である。それに対して、上記の「国民的競争国家」に示されるような積極的にグローバリゼーションを受容していく再編された国家の役割という視点からは、グローバリゼーションの中でそれを積極的に受容する国家戦略としての地域主義という見方ができるだろう。ギャンブルとペイン (A. Gamble and A. Payne) が示唆しているのが、この国家戦略としての地域主義という見方である。彼らはまず、「現在ほぼすべての国家は同時に二つのトラを御そうとしている」とす。二つのトラとは、世界経済の統続的な開放性を求める国際資本の要求と、グローバル経済においても限

り効率的な比較優位をもとめる国内の諸利益からの継続的な要求である。この二つの力のどちらか一つを選ぶのではなく、その両方に同時に対応するための国家戦略が地域主義であるとされるのである。したがって、地域主義はグローバリゼーションに反するものではなく、国内からの要求に対応しつつ、むしろグローバリゼーションを積極的に受容する戦略であるとされる。そのことを示しているのが、現在の地域主義が共通して持つ「開かれた地域主義」という傾向である。つまり、地域主義によって地域内部の貿易を阻害する障壁を除去する政策が行われたわけであるが、それがその他の世界との貿易を阻害する障壁の創設と同時に行われていないということである。この傾向によって、地域主義はブロック経済の再現というよりも、グローバリゼーションに対して積極的に取り組むグローバリズムという国家戦略へと繋がる一つのステップとして考えることができるとされるのである。⁽²⁾

このようなグローバリゼーションへの積極的戦略としての地域主義という考え方方は、一九八〇年代後半以降に進展した欧洲統合の一側面を表していると言えるだろう。以下では、その点を少し詳しく見ることにする。

一九八〇年代に域内市場計画がスタートした当初、とりわけ米国や日本を中心に、「欧洲の要塞」化に対する警戒感が表明された。また当時の欧洲共同体（EC）内部でもイギリス保守党のサッチャーを中心とする「ブルージュ・グループ」によって超国家主義的欧洲統合に反対する議論が展開された。グローバルな自由市場経済を目指す「グローバリズム」の立場をとるサッチャーラにとつて、本格化した欧洲の地域主義は、そうしたグローバルな自由主義的秩序を乱す「排他的な地域主義」と見えたからである。⁽³⁾ これらはつまり、欧洲統合がグローバリゼーションに反するブロック経済の再現であるという見方である。しかしながら、一九八〇年代以後の欧洲統合の特徴としてこれまで繰り返し指摘してきたことは、それが保護主義的なブロック経済とは相反する市場と競争を基本にしたネオ・リベラリズムのパラダイムに基づいた統合であるということである。⁽⁴⁾

歐州統合がこのような特徴をもつた一つの理由は、戦後の高度成長を支えてきた「フォーディズム」の危機にある。経済学の「レギュラシオン学派」は、第二次世界大戦後の高度成長期に西側各国において、フォーディズムと呼ばれる大量生産・大量消費の体制が成立していたと指摘している。同体制は、その「生産性分配と生産性確保の両メカニズムが累積的因果関係をもつ好循環の回路」によって、「『黄金』のフォーディズム的成長」、すなわち戦後の高度成長を達成した。しかし、この国民経済ことに発達したフォーディズムが一九六〇年代末から七〇年代にかけてその危機を迎えることになったのである。

七〇年代のニクソン・ショック、オイル・ショック、さらにそれに続くstagflationという経済危機に対して、当初、欧州各国は統合戦略ではなく一国主義的な解決策を模索した。各国が自国企業の保護・育成を中心とした「ナショナル・チャンピオン」政策をバラバラに展開し、欧州統合史における「暗黒の時代」と言われるものがこの時期である。しかしながら、フォーディズムの蓄積体制の危機の本質はその硬直性にあつた。大量生産というシステムのひとつ重要な側面は、それが規模の経済を達成するシステムであるということにある。大量生産のシステムは、規格化された製品を生産すればするほど、生産性を上昇させ、個々の製品の生産コストを下げができる。しかしその反面、経済活動には最低限の規模が必要とされ、また経済活動の成功は、同一の製品への継続的な需要の拡大にかかっていた。実際のところ、このシステムは、大市場向けの規格化された製品を生産する産業部門においてのみ、その発達が保証されたのである。したがって、同一の規格化された製品の生産のみに特化したフォーディズムの生産システムが設立されると、それは非常に硬直的なものになつた。そのため、このシステムは、周期的な景気後退、競争の激化、市場の需要動向に対応することができなかつたのである。それまでこのフォーディズムの大量生産を支えてきた調整様式のひとつである政府によるケインズ主義的政策は、か

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

えつてこの硬直的な経済構造を温存させてしまい、問題の解決の手段とはならなかつた。⁽⁵⁾

一九八一年に成立したミッテラン政権のもとで、一国ケインズ主義政策を開いたフランスが、この典型的であった。ミッテラン政権は、成立当初、「社会主義の実験」の名のもとに企業の大規模な国有化政策を中心とした財政の拡大及び所得再配分による需要の喚起、経済計画の強化といった一国ケインズ主義政策を開いた。しかしそれらは、第二次オイル・ショックとアメリカの高金利政策のために、EC全体がステップレーシヨンという状況において行われたのであつた。そのような状況のもと一国のみでこのような政策を行つたことでフランス経済は悪化の一途をたどることになった。すなわち、ミッテラン政権の一国ケインズ主義政策は、結局、景気の回復をもたらす前にインフレの激化と經常収支の大幅な赤字をもたらす結果に終わつたのである。緊縮財政、高金利政策を開するアメリカ・ドルに対するフランス・フランの為替相場は政権の成立当初から暴落し、これがドルで決済される原油の輸入価格の高騰を招いたためである。また、すでに一九七九年にスタートした歐洲通貨制度（EMS）にフランス・フランも参加していた。通貨を一定の変動幅で連動させるEMSの試みの成否は、それに参加する諸国間のインフレ率の収斂にかかっていた。為替相場を安定させてもインフレ率に差があれば、実質的に通貨の切り上げや切り下げをしていくのと同じことになるからである。したがつて、ミッテラン政権によつてもたらされたインフレの激化によって、EMS内のフランス・フランは実勢よりも高く評価されることになった。これによつてフランス産業の競争力はさらに減退した。また再配分政策によつてもたらされた家計の所得も、ほとんど輸入品の消費にまわり、貿易収支はさらに悪化した。こうしてミッテラン政権の社会主義の実験は、二年と経たぬうちに破綻することになつたのである。⁽⁶⁾

ところで、すでにミッテラン政権が誕生したころには、EC各国の首脳の間で次のような考えが徐々に共有され

るようになつていた。すなわち、歐州の悪化した投資環境を改善し投資を呼び戻すには、マイクロ・エレクトロニクス革命をはじめとする経済構造のリストラクチャリングが必要である、という考え方である。なぜなら、日・米に優位にたたれている先端技術商品の開発力と国際競争力の回復によつてしか、経常収支の赤字の削減は望めなかつたからである。しかしそれにはケインズ主義政策は有効ではないと考えられていた。初期のミッテラン政権を見ればわかるようにケインズ主義政策では、産業構造の転換を遅らせ、古い産業構造を温存してしまうばかりか、かえつてインフレの激化を招き経常収支をさらに悪化させることになつてしまふばかりである。

そこで採用されたのがディスインフレ政策により物価を低く抑えることで為替相場を安定させ、その上で市場を開いて競争を激化させ、経済構造のリストラクチャリングを強制するネオ・リベラリズムの経済政策であつた。イギリスのサッチャー政権の「サッチャリズム」に代表されるこれらの政策は、次第にEC各国に採用されていつた。⁽⁷⁾一九八三年にはフランスでもミッテラン大統領の決断で政策の大転換がなされ、いわゆる「強いフラン」政策が採用されることになった。「強いフラン」政策とは、インフレ率がドイツをうわまわる場合にはディスインフレ政策によってこれをドイツのレベルにまで下げ、それにより国際競争力を強めようとする、「競争的ディスインフレ政策」⁽⁸⁾のことである。この政策の採用は、当初、政権内部の対立にまでなつたEMS離脱派とEMS残留派の争いが、EMS残留派の勝利に終つたことを意味していた。それまで行つてきた一国ケインズ主義を、EMSからの離脱による平価切下げによつてさらに維持しようとするのがEMS離脱派であった。それに対して、それまでの一国ケイ

ンズ主義の限界を認識し、先端技術の開発力や国際競争力は歐州レベルでの競争によつてしか実現できないとするのがEMS残留派であった。この政権内部の対立状況の中、ミッテランはEMS残留を決意したのである。また産業政策でも、大企業の国有化政策を転換し、民間の活力の活性化を重視するネオ・リベラリズムの政策が採用され

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

ることになった。こうして社会党のミッテラン大統領も他の先進国に倣い、緊縮財政、市場原理重視のネオ・リベラリズムの政策へと転換していくのである。

このようなケインズ主義からネオ・リベラリズムへの転換と同時に、一国主義から歐州主義への転換が行われた。先端技術の開発と国際競争力が経済成長を決定するという認識のもとで、EC内部の協力を促進するとともに、欧洲レベルでの競争を激化させることによって企業に合理化とリストラクチャリングを迫り、また規模の経済性によつてグローバルな市場において優位を確保するためであった。

このネオ・リベラリズムと欧洲主義の結合が、一九八〇年代以降の欧州統合の明確な特徴と言つてよいだらう。したがつて、日、米の「欧洲の要塞」化への警戒感や、ブルージュ・グループの排他的な地域主義という議論は少々的外れなものであつたと言えるだらう。

ネオ・リベラリズムに基づく欧州統合は排他的な地域主義などではなく、むしろギャンブルらの言う開かれた地域主義であった。一九八〇年代以降の欧州統合がそのよう性格を持つてゐることは、いわゆる『チエッキーニ報告』を見るとわかる。チエッキーニ (P.Cecchini) らを中心にお州委員会によつて、域内市場が完成された場合、どのような経済効果を期待し得るかについてミクロ・マクロ経済の両面から試算しまとめられたのが、このチエッキーニ報告である。同報告は、域内の非関税障壁の撤廃によつてもたらされる効果を「サプライサイド・ショック」と規定し、以下のようにその本質を説明している。

「欧洲市場統合によつてコストが下がる。かつて保護されていた市場に新しいライバルが現れてくることが圧力となつて、企業が斬新でかつ永続的に変化する状況に活発に対応することを余儀なくされる。それに從

い、コストに続いて価格も下がる。競争がずっと続いているので持続的な好循環が展開するようになる。価格が押し下げられると、次には需要が刺激される。それにより企業は、産出量を増大し、諸資源をもつともううまく活用し、生産規模をECおよびグローバルな市場における競争に適合する大きさにまで拡張するまたとない機会を与えるのである」⁽⁹⁾

経済政策の面でネオ・リベラリズムを主張するサッチャーやブルージュ・グループは、同時に「反ヨーロッパ連邦主義」を掲げ、「主権国家からなる連合」を目指していた。彼女らにとつて、ヨーロッパ統合が社会政策や通貨統合、さらに政治統合といったいわゆる「積極的統合」にまで及ぶことは許されないことだった。このような「反ヨーロッパ連邦主義」には、国内的な「反社会主義」や、対外的な「大西洋主義」といった政治の論理が重ねられている。こうした政治的な側面でのレトリックが、経済にリンクされ、反「歐州の要塞」化として強く主張されたのである。しかし、チエッキーニ報告に見られるように、経済政策に関する限り統合にかかる理念の対立は、ブルージュ・グループが規定するような「グローバリズム 対 排他的地域主義」ではなく、ネオ・リベラリズムのパラダイム内部におけるより微妙な違いに基づくものであることが分かる。すなわち、現実の欧州統合は、グローバルな経済において外国との競争から市場を隔離しようとするのではなく、自国経済を競争にさらし、それと同時に自己経済が国際的な競争に勝利しうる可能性を高めるため、戦略的に域内の産業に有利な地域統合を志向するものであつたのである。ブリタン元欧州委員会副委員長が演説の中で述べたように、「域内市場計画とEMUの完成は、より大きな市場におけるより激しい競争を意味しており、このことは共同体の企業とて新たな機会を確保する最もよい方法」なのであつた。このネオ・リベラリズムを基礎とした欧州統合戦略によつて「歐州を活力のない歐州硬

化症でなく、グローバル市場において競争に勝ちうる無駄のない競争者」じゃぬ」とが目標とされたのである。³⁵⁾以上の「」とから、一九八〇年代以降の欧州統合は、グローバリゼーションに対抗しようとするのではなく、むしろそれを積極的に受益しようとする戦略であったといつ一面を持つと証めるだらう。つまり、欧州統合もギャンブルらの指摘する開かれた地域主義という特徴をもつのである。

概一章 概一節 三 章

- (1) L. Thurow, *Head to Head: The Coming Economic Battle among Japan, Europe and America* (London: Allen and Unwin, 1993).
- (2) A. Gamble and A. Payne, *Regionalism and World Order* (1996).
- (3) 有名なサッチャー首相の「ブルージュ演説」にその名が由来するイギリスの欧州懷疑派のグループであるブルージュ・グループのヨーロッパ統合に関する基本的態度については次が詳しい。佐々木雄太「サッチャーの対外政策と反ヨーロッパ連邦主義」、『名古屋大学法政論集』一五〇号（一九九二年一〇月）、二七一—一〇回頁。またイギリスの歴代政権のヨーロッパ統合に対する態度については次が詳しい。S. George, *An Awkward Partner: Britain in the European Community* (Oxford: Oxford University Press, 1994), 2nd edition.
- (4) 例へばソートの研究をあげるK. R. McNamara, *The Currency of Ideas: Monetary Politics in the European Union* (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1998); L. Tsoukalis, *The New European Economy Revisited* (Oxford: Oxford University Press, 1997).
- (5) M. Aglietta, *Régulation et Crises du Capitalisme: L'expérience des Etats-Unis* (Paris: Calmann-Lévy, 1982), 2e édn., 著森章孝他訳「資本主義のレギュラシオン理論：政治経済学の革新」（大村書店、一九九〇年）；山田鋭夫「レギュラシオン・アプローチ：二十世紀の経済学」（藤原書店、一九九四年）；山田鋭夫「レギュラシオン理論：経済学の再生」（講談社現代新書、一九九二年）。

- 説
論
(6) “マチュー政権の経済政策及び歐州統合政策については以下の研究が詳しい。A. Guyomarach, H. Machin and E. Riccie, *France in the European Union* (Basingstoke: Macmillan, 1998); 長部重康『変貌するフラン：マチューからハック』（中央公論社、一九九五年）。
- (7) サッチャリズムと新自由主義的経済政策について、例えば以下が詳しい。A. Gamble, *The Free Economy and the Strong State: The Politics of Thatcherism* (Basingstoke: Macmillan, 1994), 2nd edition; 豊永郁子、『サッチャリズムの再起：作用の政治学』（創文社、一九九八年）。

(8) 田中素香・野内美子「トーハベの『強いつら』政策：EU通貨統合への道」田中素香 編著『EMU：歐州通貨制度：歐州通貨統合の焦点』（有斐閣、一九九六年）、一九二頁—一一一頁。

(9) P. Cecchini, with M. Catinat and A. Jacquemin, *The European Challenge 1992: The Benefits of a Single Market* (Aldershot: Gower, 1988), p. xix, 田中素香訳『EU市場統合・一九九二年：域内市場完成の利益』（東洋経済新聞社、一九八八年）、一八頁。

⑤ The Press and Communication Service of the European Commission, 'Speech by Sir Leon Brittan to Overseas Bankers Club Annual Banquet - Guildhall', 5 Feb. 1990, RAPID (available at <http://www.europa.eu.int/rapid/start/welcome.htm> ノード上記翻訳), SPEECH90/7, 図録 2003/11/24. 本稿では、ハンターネーム上記した資料については、ネット上にタルデータのみ存在を確認し参照した資料については、その存在のネット上での承認性について慎重を考慮して、ロードした後に最終閲覧日を付した。また、その他の手段で参照が可能であることが確認できた、実際にそれを参照した資料についてはそれを付しておない。ただし、オンライン・キャナルである EIOP (European Integration online Papers: <http://eiop.or.at/ciop/>) の論文については、同サイトの引用規則に従つた。

第二節 グローバリゼーションと規制競争

一 規制競争とデラウエア効果

グローバリゼーションと国家の問題解決能力の間には単純なゼローサム関係は成立していない。国家は、グローバリゼーションに対して受動的にその能力を切り崩されているのではなく、そのガバナンスの再編によつて積極的にそれを受容しようとしているのである。ではグローバリゼーションを受容していくために、ガバナンスの再編によつて具体的に何がどのように変化したのだろうか。この変化を一言でいえば、国家の市場への介入様式の変化といえる。つまり、国家の市場への介入の「強さ」や「量」の変化ではなく、「質」の変化といえるだろう。

国家が市場に介入する場合、それには二種類の介入様式がある。ひとつは、市場における競争を制限するための介入である。もうひとつは、それとは逆に、市場における競争を促進するための介入である。内山融は、この二つの介入様式の違いを、「政策パラダイム」の違いから説明している。「ここで内山の言う政策パラダイムとは、「問題の所在とその解決手段の方向を指示する知的枠組み」のことである。内山によれば、まず競争を制限するための介入がおこなわれる場合、そこでは「競争制限パラダイム」が採用されたことを意味する。同パラダイムにおいては、「問題の発生が市場メカニズムそれ自体に由来し、市場メカニズムに任せていっては問題解決が不可能である」と認識されるからである。したがつて、国家介入は、価格規制政策や物資割当政策など競争を制限する政策によつておこなわれる。それに対して競争を促進するための介入がおこなわれる場合、そこでは「競争促進パラダイム」が採用されたとする。同パラダイムにおいては、「市場メカニズムが本来の機能を發揮していないことが問題の原因となつてている」と認識されるからである。したがつて、国家介入は、独占禁止政策に代表されるような市場の本来の

機能を回復する競争促進型の政策がおこなわれる。⁽¹⁾

さて、これら二つの政策パラダイムに基づく二様式の国家介入のうち、第二次世界大戦後の西側各国でより多く採用されたのは、競争制限型の国家介入であった。ここで少し詳しく戦後の国際的な経済システムについて振り返つてみよう。戦後の世界においては、ラギー（J. G. Ruggie）が指摘する「埋め込まれた自由主義（embedded liberalism）」の国際経済システムが成立した。埋め込まれた自由主義とは以下のような経済システムのことである。ラギーにとって、経済システムとは、ある社会の一つの機能に過ぎない。そのため、通常経済システムはある社会に埋め込まれている。これが「埋め込まれた」経済秩序である。一九世紀における経済活動は特定の社会から分離され、独自の経済的動機のみに従つて行われた。つまり「埋め込まれていない」経済秩序であった。第二次世界大戦後においては、国際的なレベルでは経済的自由主義が追求されたが、一国レベルでは国民社会に埋め込まれた「国民経済」⁽²⁾が成立した。その意味で、ラギーは、第二次大戦後の国際経済システムを埋め込まれた自由主義と呼んでいるのである。この埋め込まれた自由主義の国際経済システムの下では、国民経済レベルでは各国民政府が国民経済の運営に責任を持ち、それによって国内の社会統合を強め政治的安定性を維持し、同時に、国際的なレベルでの多角的な貿易体制を形成することが期待された。つまり経済システム全体の運営について国家の能力に依る度合が非常に大きかった。そのため国家は、競争制限型のさまざまな規制やケインズ主義的政策を通じて国民経済に深く介入したのである。⁽³⁾

このような第二次世界大戦後の国家の競争制限型の介入のみに着目した場合、グローバリゼーションと国家の問題解決能力の間にはゼローサム的な関係に近い関係があるように見える。実際に、グローバリゼーションの進展に伴い、規制は緩和され、ケインズ主義的政策は後退していった。⁽⁴⁾前節でも述べたように、フランスのミッテラン政権

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

は、経済的な危機に対して当初ケインズ主義政策の強化という対応をとった。だが、結局のところそれらの政策の転換を迫られることになったのである。したがって、競争制限型の介入に基づく国家の能力のみに着目した場合は、グローバリゼーションの進展と国家の問題解決能力の間にゼロ－サム的な関係があるといつてもよいだろう。しかしすでに述べたように、国家の介入様式は、競争制限型のものだけではない。競争制限型の国家介入が後退していくのに伴って各国で採用されていったのが、新古典派経済学のパラダイムに基づくネオ・リベラリズムの経済政策、つまり競争促進型の経済政策であった。例えば、一九八〇年代の新保守主義政権の下でおこなわれたレーガンミクスやサッチャリズムに代表される経済政策によって、競争制限型の国家介入は一気に後退することになった。しかし、それに代わっておこなわれたのが、規制緩和や民営化といった諸政策を中心とした競争促進型の国家介入だったのである。また、前節で述べたように、欧州においては、このネオ・リベラリズムと欧州主義が組み合わされた新自由主義的欧州統合が進められた。市場と競争というキーワードによつて特徴づけられる八〇年代以降の欧州統合は、競争促進型の様式の政策であったといえる。欧州では、国家介入様式の変化が、競争制限型の一国ケイズ主義から、競争促進型の新自由主義的欧州統合という形でおこなわれたといえるのである。

したがつて、グローバリゼーションに伴う国家の再編とは、国家介入の質的な変化であるといえる。グローバリゼーションの進展に伴い、戦後の高度成長を支えた競争制限型の国家介入は後退し、競争促進型の国家介入へと移行していく。そして、この変化がグローバリゼーションをさらに加速することにもなつたのである。ところで、このような競争制限型から競争促進型への国家介入様式の変化は、それ自体が競争の力学によつて先進国を中心に世界中に拡大していくことが指摘されている。

すでに述べたように、国家は、埋め込まれた自由主義の時代には、多くの競争制限型の規制によつて経済に介入

していた。それらの規制は、規制される資本の側からすればコストの負担を資本の側に強いるものであった。しかも、「経済的自由主義」が「国民経済」に埋め込まれている経済システムの下では、資本はそれらの規制から逃れるために移動することさえも規制されていた。例えばそれは、第二次世界大戦後の自由貿易体制の代名詞ともいえるブレトンウッズ体制においてさえも、自由な国際資本移動が規制されていたことからも明らかであろう。⁽⁵⁾ また、それに加えて通信及び輸送にかかる技術が未発達であり、コストが大きくかかった⁽⁶⁾。そのため資本の側は、国家による規制を逃れるために自由に移動することができなかつたのである。ただし、そのかわりに国家によって国内産業は保護され、国民経済におけるさまざまな問題が解決されるという仕組みができていた。つまり、規制によるコストを受け入れることで、国家から多くの保護を受けるという関係ができあがつていたのである。そして、その関係が理想的に働いたことによって戦後の高度成長が達成されていった。これが埋め込まれた自由主義の時代における国家のガバナンスのあり方であった。

ところが、すでに述べたように、経済のグローバリゼーションの顕著な特徴のひとつは、資本の可動性が急激に高まつたことであった。技術革新に伴い通信、輸送にかかるコストは大幅に減少した。また自由な資本移動や貿易を妨げる障壁も撤廃されていった。それらを経て、資本は、埋め込まれた自由主義の時代には考えられないほどの可動性を得ることになつたのである。そしてこの可動性が意味しているのは、資本がより規制の少ない、つまりコストのかからない立地を求めて自由に移動できるようになつたということである。資本は、「大競争（megacompetition）」の時代といわれる国際競争の激化の中で、地球規模の競争に勝ち抜くため、最適な経営資源の国際的配分を目指して行動せざるをえなくなつた。そのためには、経済活動の場として最適の場を求めて、それまで埋め込まれていた国民経済から抜け出していかなければならなくなつたのである。資本の側がそのような活動を始める

経済のグローバリゼーションと EU のガバナンス（井上）

と、上述したビルシュの国民的競争国家の議論に示されるように、国家の側は、自らを再編し、移動していく資本に対しても魅力ある市場を提供しようと立地競争を繰り返さざるを得ない。その競争は、「規制競争（regulatory competition）」といわれる。つまり、この場合は、国家間の規制の緩和・撤廃競争である。これによって、以前には国家の規制によって与えられていた保護、言い換えれば国家の競争制限型の介入による問題解決能力が、互いに競い合って下へ下へと引き下げられていく「最低限への競争（race to the bottom）」がもたらされた。他の国家より資本に対して好意的な立地条件、つまり緩い規制しか行わない国家領域へと資本が移動していく以上、もつとも規制緩和が進んだ国家に他の国家も追随、もしくはそれ以上に規制緩和を行わなければならないからである。このような競争による規制の循環的な緩和は、当初アメリカ国内の諸州の企業に対する規制についての規制競争を分析するなかで指摘されたものであった。そのアメリカ国内における最低限への競争に勝利したのがデラウェア州であったことから、規制競争が規制の循環的な緩和をもたらしていくという状況は「デラウェア効果（Delaware effect）」と呼ばれている。⁽⁷⁾

このデラウェア効果に示されているのは、競争制限型の国家介入様式を中心とした国家のガバナンスから、競争促進型のそれへの転換自体が、国家間の競争を通じて世界に拡大していったということである。ここでは特に規制について取り上げたが、この国家間の競争は、規制だけでなく市場にかかる制度全体についての競争であるといえる。渡部福太郎も指摘するように、「税制、規制、競争政策、産業助成、安全基準、出入国管理、移民、知的所有権、投資審査、為替管理、特許、行政指導、安全保障など」の「関連するすべての国の政策と行動が世界市場において値踏みされている」といえよう。⁽⁸⁾ こうした経済活動の場として優位な環境を整備しようとする国家間の競争は、各国政府によって相当に深刻に認識されているといってよいだろう。例えば、日本の経済審議会グローバリ

ゼーション部会が一九九九年に提出した報告書は、次のように「企業が国を選ぶ時代」の到来について言及している。

「グローバリゼーションの進展に伴い、経済の各分野において国際競争の圧力が強まつており、これまで国際競争の対象外に置かれていた分野でさえも競争の波にさらされている。例えば、各国の市場の枠組みを形成している制度やルールも企業が国を選ぶ時代には、国際競争から無関係ではあり得ない。」

グローバリゼーションがもたらす競争の激化に対応して、各国政府は自国の制度を国内外の市場参加者に対して、より透明で、公正なものへと見直す方向にあり、企業は世界的な競争を生き抜くための厳しい効率化の努力を行いつつある。グローバリゼーションへの対応に成功した国では、その結果としてもたらされる経済効率の向上や供給される財・サービスの多様化が国民の生活水準の向上に寄与し、外国からの企業の立地や資本の流入が増加して、その国の経済発展の大きな原動力となることが期待される。

ただし、こうしたグローバリゼーションのメリットが全ての国で一様に發揮されるわけではない。グローバリゼーションへの対応が上手くいかなかつた国では、①世界レベルで活躍できる企業や人がより魅力的な活動の拠点を求めて出て行く、②自国の発展のために必要な外国からの資本や企業の直接投資が入ってこない等の理由から経済発展が停滞する。また、③効率を十分に上げることの出来なかつた企業は市場から退出せざるを得ない。」⁽⁹⁾

要するに、この報告書は、公正な競争を亞めてきた従来の規制、慣行等を緩和、撤廃し、「公正で透明性の高い」制

度によつて個人や企業が「自己責任」に基いて行動できる環境を整備できなければ、日本市場が経済活動の場として資本に見放されてしまうかもしれない、といつ政府の危機感を表してゐるといえるだらう。」の危機感こそが、世界各国において競争制限型から競争促進型の国家介入への転換がデラウェア効果のように規制競争を通じて循環的に世界大に展開されていく原動力になつてゐるのである。

第一章 第1節 一 誌

- (1) 内山融「一九七〇年代における日本国家の介入様式の変容」、日本比較政治学会編『グローバル化の政治学』（早稲田大学出版会、二〇〇〇年）、一五九—一七六頁。
- (2) J. G. Ruggie, 'International Regimes, Transactions and Change: Embedded Liberalism in the Post War Order', in S. D. Krasner (ed.), *International Regimes* (Ithaca: Cornell University Press, 1983), pp. 195-231.
- (3) 「Jの「埋め込まれた自由主義」のシステム全体のへど、特に国民経済レグルで高度成長を支えた経済体制および、その体制における諸制度形態を巧みに説明したのが先に紹介した「レギュラシオン学派」である。
- (4) 内山、前掲論文（二〇〇〇）。内山は七〇年代以降の日本の経済への国家介入様式について、徐々に競争制限型の介入が後退していくことを指摘しているが、これは西側各国には共通していえることである。
- (5) 同体制の中核となるIMF協定においては、經常取引についての通貨の交換性は義務付けつつも、固定相場制の維持と加盟国政府の金融政策の自立性確保のために資本取引についての通貨の交換性は原則規制されてゐる。」の」とは「為替相場の固定、自由な国際資本移動、金融政策の自立性」の二つは鼎立しない」とある「マンデルーフレミング・モデル」によつて説明される。岩本武一（他）著『グローバル・エコノミー』（有斐閣アルマ、二〇〇一年）、一〇九—一四四頁。

説
(6) 一九五〇年と一九九〇年の比較で、一九五〇年の「一通メール」の料金と一九九〇年の「一通メール」の料金との間の二分間の通話代は一九九〇年の約一六倍、一
マイルあたりの航空運賃は約三倍であった。International Monetary Fund, 'Globalization: Opportunities and Challenges', *World Eco-*
nomic Outlook, May 1997, p.46.

- (7) W. L. Cary, 'Federalism and Corporate Law: Reflections upon Delaware', *Yale Law Review*, Vol. 83, No. 4, 1974, pp. 663-705.
(8) 渡部福太郎「市場経済体制のグローバリゼーション：ノルマティック・システムからマルチ・システムへ」本山美彦 編
『グローバリズムの衝撃』(東洋経済新報社、1999年)、八三一八四頁。
(9) 経済審議会「グローバリゼーション部会報告書」(一九九九年)。